# 報酬等に関する開示事項

## 1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体 制の整備状況に関する事項

#### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」 及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲に ついては、以下のとおりであります。

「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。な お、社外取締役及び社外監査役を除いております。

「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並び に主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を 受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の 運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象 従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主 要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する 者はおりません。

#### 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対 する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及び グループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、 当行には該当する連結子法人等はありません。

### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報 告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の 対象となる役員の「員数」により除することで算出され る「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を 指します。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響 を与えるもの | の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響 を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する 事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業 務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が 発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者 であります。

## (2) 対象役職員の報酬等の決定について

## ① 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額) を決定しております。株主総会で決議された役員報酬限 度額の範囲内で、取締役の報酬の個人別の配分について は、取締役会に一任されております。また、監査役の報 酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任され ております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額 及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成24年4月1日~平成25年3月31日)	報酬等の総額	
取締役会	3回	_	

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切離して算 出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

# 2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及 び運用の適切性の評価に関する事項

- (1) 報酬等に関する方針について
- ①「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の役員の報酬等につきましては、当行の業績等を 総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬等については、株主総会において決議さ れた役員報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定して おります。

なお、監査役の報酬等については、株主総会において 決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含 む監査役の協議により決定しております。

## 3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク 管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体 の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

## 4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総 額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

区分	人数 (人)	報酬等 の総額 (百万円)	固定報酬の総額				
				基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	その他	
対象役員 (除く社外役員)	10	114	113	113	_	_	

区分	変動報酬	め総額	退職	その他		
		基本報酬	賞与	その他	慰労金	C ONE
対象役員 (除く社外役員)	1	_	1	_	_	_

## 5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、 その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はござ いません。